

31江福障第2600号

令和2年3月4日

放課後等デイサービス事業所 御中
児童発達支援事業所 御中

江東区福祉部

障害者支援課長 黒澤 智仁

新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休業に関連した
放課後等デイサービス事業所等の対応について（通知）

日頃より、本区の障害福祉施策にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件については、すでに東京都を通じて国や都の通知が各事業所に送付されているところですが、江東区においては下記のとおり対応をいたしますので、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- (1) 放課後等デイサービス事業所等については感染予防に十分留意した上で、原則として開所をお願いする。
- (2) 開所時間については可能な限り長時間の対応をお願いする。
- (3) 学校の臨時休業に対応するため、放課後等デイサービス事業所がサービスを提供した場合は、休業日扱いで基本報酬の算定対象とする。（※1）
- (4) 放課後等デイサービス事業所等が自主休業の対応をとる場合は報酬算定の対象にならない。
- (5) 幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染するおそれがあることを理由として欠席した場合は、通常の欠席時対応加算の算定対象とする。（※2）
ただし、幼児児童生徒が通学する学校等が再開するまでの期間において、区が報酬算定の対象として認めた場合はこれによらない。→（6）参照
- (6) 幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染するおそれがあることを理由として欠席した場合であっても、幼児児童生徒の居宅等において「健康管理」や「相談支援」等、できる限りの支援を行ったと区が認める場合、通常提供サービスと同等のサービスを提供していることとし、特例的に報酬算定の対象とする。
(別添「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」参照)
- (7) 特例的に報酬算定を行う際に必要な対応
 - ① 支援内容

- ・保護者等から本人や家族の状況等を電話で確認する。
- ・確認は、原則としてサービス開始時と終了時など、1日2回以上行う。(訪問は必要時のみで構わない。LINE、メールのみは不可)

② 記録作業

- ・日時、確認者(職員)、対応者(本人・家族等)
- ・本人の健康状態、体温、体調の変化
- ・家族の健康状態等
- ・本人の過ごし方に対するアドバイスや保護者からの相談への対応
- ・その他、必要と思われる事項など

③その他

- ・基本報酬の算定をする場合は、保護者に費用負担が生じる旨の説明を行うこと。
- ・記録は後日、保護者に説明し確認を得た上で署名または捺印をもらうこと。
- ・記録は基本報酬の算定の根拠となるため、区が提出を求めることがある。
- ・決定支給量の日数を超えたサービス提供の請求はできないため、支給量の変更が必要な場合は、事前に障害者支援課 在宅生活相談係に相談をすること。

(参考)

- ※1 「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(問69)」(平成27年3月31日厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)
平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(抜粋)

問69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・学校教育法施行規則61条及び62条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

※2 欠席時対応加算(4回/月)

あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合に、放課後等デイサービス事業所等の従事者が幼児児童生徒またはその家族等との連絡調整その他の相談支援を行うとともに、当該児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定可能

【問い合わせ先】江東区福祉部障害者支援課

(請求に関すること) 支援調整係 03-3647-9507

(支援や記録等に関すること) 在宅生活相談係 03-3647-4308